

## 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- a. 企業間・団体間の連携により新たな価値創造を推進します。
- b. A I 活用やサイバーセキュリティ対策の助言・支援等を行います。
- c. 税理士・社会保険労務士・中小企業診断士・弁護士・司法書士など様々な分野の専門人材マッチングを推進します。
- d. 化石燃料エンジンのみを動力とする車輌を保有しないとともに、グリーン調達に努めるなど地球環境への負荷軽減を推進します。
- e. 健康経営に関する取組を支援します。
- f. B C P／事業継続の策定を支援します。

### 2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のはじめに積極的に取り組みます。

#### ① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、受託事業者の適正な利益を含み、受託事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

#### ② 手形の不使用

当社は代金の支払いに約束手形を使用しません。

#### ③ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

さらに、中小企業の知的財産の創造から保護、活用までの支援を積極的に行います。

#### ④ 働き方改革等に伴うしづ寄せ排除

取引先も働き方改革に対応できるよう、受託事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、受託事業者

に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

さらに、受託事業者に対してもテレワーク・ワーケーションを推奨します。

令和3年9月28日  
令和5年7月 1日修正  
令和6年4月 5日修正  
令和8年1月 1日修正

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社 経営知財研究所      代表取締役社長 矢口和彦  
企 業 名                          役職・氏名（代表権を有する者）